



もみじ

Power Alliance Tax Accountant Office パワーアライアンス税理士法人 News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士法人
税理士 若杉 治

〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

11月 (霜月) NOVEMBER

3日・文化の日
4日・振替休日
23日・勤労感謝の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	17	
月	18	
火	19	
水	20	
木	21	
金	22	
土	23	

11月の税務と労務

国 税	10月分源泉所得税の納付	11月11日	国 税	3月決算法人の中間申告	12月2日
国 税	所得税予定納税額の減額承認申請	11月15日	国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	(年3回の場合) 12月2日
国 税	所得税予定納税額第2期分の納付	12月2日	地方税	個人事業税第2期分の納付	都道府県の条例で定める日
国 税	9月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	12月2日			
国 税	12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	12月2日			

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント 個人番号カードと通知カード

マイナンバー制度では、平成27年10月に個人番号と住所・氏名・生年月日・性別が記載された紙製の「通知カード」が郵送で送られ、28年1月から申請によりICチップを埋め込んだ顔写真付きの「個人番号カード」が市区町村で交付されます。通知カード単体では本人確認はできず、制度の利用には運転免許証等が必要です。

労災保険の特別加入制度

— 中小事業主等が

任意で加入できる制度 —

平成二十五年九月一日以降、中小事業主等が新たに労災保険に特別加入する際の特別加入者の保険料算定の基礎となる上限額（二万円）に、二万二千元、二万四千元及び二万五千元が追加されました。

ただし、すでに特別加入している中小事業主等については、上限額は二万円で今年度中は金額の変更はできません。

特別加入制度

労災保険は、事業主に使用され、その労働の対償として賃金を支払われている労働者が、仕事（業務上）や通勤途上で災害を被ったときの補償を目的に創設された制度です。労働者に該当しない事業主、自営業者、家族従事者などは、労災保険の対象になりません。しかし、勤務実態や災害の発生状況など

から労働者とはほとんど変わらない形態で働いている事業主等もいることから、中小事業主等を対象に労災保険の制度自体の目的を損なわない範囲で労災保険への任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

なお、二以上の事業を行っている中小事業主が、すべての事業につき特別加入しようとするときは、それぞれの事業ごとに特別加入しなければなりません。

特別加入の要件

- ① 中小事業主等が労災保険に特別加入するには以下のすべてに該当していることが要件です。
 - ② 労災保険の保険関係が成立していること。
 - ③ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること。
- ③ 原則として、中小事業主等

が行う事業に従事する労働者以外の全員を包括して特別加入すること。ただし、病氣療養中または高齢のため実際に就業していない等就業の実態がない事業主については、本人を除き役員等のみを特別加入させることができます。申請手続きは、中小事業主等が自ら行うものではなく、労働保険事務組合が代行します。

特別加入者の範囲

特別加入できるのは、常時（継続して労働者を使用していない場合であっても、一年間に二〇〇日以上労働者を使用している場合を含む）三〇〇人（金融業、保険業、不動産業または小売業については五〇人、卸売業またはサービス業については一〇〇人）以下の労働者を使用する事業主とその事業に従事する労働者以外の人です。なお、粉じん作業等一定の業務に一定期間従事していた人には、健康診断が義務づけられています。

この他、海外派遣者、一人親方等適用が除外されている人も

特別加入できます。

補償の範囲

仕事上の災害として保険給付の対象となる病氣は、特別加入者としての業務遂行過程において、その業務に起因して発症したことが明らかな病氣に限られます。したがって、特別加入前に発症した病氣等は保険給付の対象となりません。

保険給付の認定基準

保険給付は、仕事・通勤途中に災害を被った場合のうち、一定要件を満たしたときに行われます。具体的には次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付を行うこととされています。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、合理的行為、緊急業務行為等）を行う場合（事業主の立場で

行われる業務を除く)

中小事業主等の業務の内容は、労働者と異なり労働協約、就業規則、労働契約などでは特定されないため、申請書の業務内容の範囲は具体的に明示する必要があります。

② 労働者の時間外・休日労働に応じて就業する場合

③ ①または②に前後して行われる業務(準備・後始末行為を含む)を中小事業主等のみで行う場合

④ ①③の就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合

⑤ 事業の運営に直接必要な業務(事業主本来の業務を除く)のために出張する場合

⑥ 通勤途上にあつては次に掲げる場合(認定方法は一般労働者に準じます)

ア 事業主が提供した労働者の通勤専用交通機関を利用している場合

イ 台風、火災等による予定外の緊急の出勤の場合

⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者(業務遂行性が認め

られる者)を伴って出席する場合

なお、業務起因性の判断は、労働者の場合に準じて行われ

す。
特別加入者が労災事故として認定されるには、一般労働者と比較して制限が多いので、加入を希望する場合は、あらかじめ認定基準・給付内容を確認することが大切です。

保険給付の内容

認定基準内の業務に従事している間の事故については、労働者と殆ど同じ範囲内で必要な保険給付(療養(補償)給付、休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)、傷病(補償)年金、介護(補償)給付)が行われます。ただし、事業主等にはボーナス等賞与はありませんので、ボーナス等を算定の基礎とするいわゆる「ボーナス特別支給金」は支給されませんが、特別支給一時金(休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金)は支

給されます。

災害の原因である事故が事業主の故意または重大な過失により生じたときなどは、保険給付の全部または一部が支給されないことがあります(給付制限)。ちなみに、被保険者が五人未満である適用事業所に所属し、労災保険に特別加入していない法人の代表者等が、一般の労働者と著しく異なるような業務に従事している間にケガや病気になったときには、健康保険から療養(傷病手当金は除く)を受けることができます。

保険料算定基礎額

保険料算定基礎額とは、給付基礎日額を三六五倍したものをいい、特別加入者の一年間の賃金額(役員が複数の場合は、それぞれを合計した額)に相当します。

中小事業主等には賃金という概念がありませんので、特例として、あらかじめ定められた三千五百円、四千円から一万円までは千円刻み、一万二千円から二万四千円までは二千円刻み、

そして上限額の二万五千円の範囲内で本人の報酬等に見合った金額(給付基礎日額)を申請し、都道府県労働基準局長が承認した額となります。したがって、特別加入する人の役員報酬等は、保険料算定の基礎となる賃金と異なる場合が一般的です。

保険年度の中で特別加入したりあるいは脱退(都道府県労働基準局長の承認を得れば可)などした場合の保険料算定基礎額は月を単位に算定できます。

特別加入者の保険料

中小事業主等の保険料率は、第一種特別加入保険料率として、その事業に適用される労災保険率と同率です。

保険料額は「保険料算定基礎額×第一種特別加入保険料率」から求め、労働者の保険料額(賃金総額×労災保険率)と一括して通常どおり年度更新時に申告・納付することとなります。

作業内容等に変更があったり、新たに事業に従事する人が特別加入する場合等は、変更届を提出しなければなりません。

給付基礎日額の最低・最高 限度額が変更

平成25年8月(1日)から平成26年7月(31日)までの間に用いられる労災保険の年齢階層別にかかる給付基礎日額の最低・最高限度額が告示されました(右表を参照してください)。

改定の対象となるのは、療養開始日から1年6カ月経過日以後に支給される休業(補償)給付の休業給付基礎日額と年金たる保険給付の額の算定の基礎となる年金給付基礎日額です。

この計算の基礎となる年齢は、休業(補償)給付の場合は、支給すべき事由が発生した日の属する四半期の初日、年金給付の場合は、対象労働者の8月1日における年齢(遺族(補償)年金の場合は、死亡した労働者が生存していると仮定して決定)です。

年齢階層別の最高限度額は右表のとおり50歳以上55歳未満がピークで、その後は低

下します。たとえば、50歳で被災した人の給付基礎日額が限度額の25,371円とした場合、60歳～64歳までの間は19,163円となり約25%弱減、70歳以後は13,037円となりほぼ半額となります。

給付基礎日額の最低・最高限度額

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,307円	13,037円
20歳以上25歳未満	5,023円	13,037円
25歳以上30歳未満	5,610円	13,444円
30歳以上35歳未満	6,103円	16,278円
35歳以上40歳未満	6,523円	18,830円
40歳以上45歳未満	6,600円	21,780円
45歳以上50歳未満	6,707円	24,527円
50歳以上55歳未満	6,374円	25,371円
55歳以上60歳未満	5,921円	24,109円
60歳以上65歳未満	4,722円	19,163円
65歳以上70歳未満	3,930円	14,998円
70歳以上	3,930円	13,037円

脱退一時金

老齢年金は被保険者期間が原則として二年以上ある人に支給されますが、短期在留外国人のように在職中保険料を支払っているにもかかわらず、要件を満たせず帰国する場合、給付に結びつかない人が多いことから、被保険者期間が六カ月以上あり、資格喪失後に日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から二年以内に請求

すれば、脱退一時金を支給する特例が設けられています。ただし、障害年金を受けたことがないこと等が要件となります。国民年金にも脱退一時金制度があり、支給要件は厚生年金保険と殆ど同じで、支給額は、厚生年金保険は平均標準報酬額に支給率を掛けた額、国民年金は被保険者期間に応じて定額で定められています。詳しくは日本年金機構のHPを参照してください。

求職活動の範囲

失業手当を受けるには、前回の失業認定日から今回の失業認定日の前日までの期間中に、原則として二回以上下記のいずれかに該当する求職活動の実績が必要となります。したがって、単なるハローワーク・新聞・インターネット・就職情報誌等での求人情報の閲覧、知人への紹介依頼だけでは求職活動をしたとはみなされません。

ハローワークは、本人が申告した実績について、事実確認のため利用した機関等に問い合わせ等することがあります。

- ① 求人への応募
- ② ハローワーク、許可・届出のある労働者派遣機関等民間職業紹介機関、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等公的機関等が実施する各種講習、職業相談・紹介等を受けたこと
- ③ 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験を受験したこと